

**令和4年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する
市民意見の概要及び市の考え方について**

意見の項目		意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
第三 監視指導の実施に関する事項	2 令和4年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品の衛生対策 ①食品表示に関する啓発指導事業 【P9】	(ii)「自主回収（リコール）制度に関する啓発指導」の説明文について、消費者への情報提供に関する文言を加えるべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり本文に下線部を追記します。 食品衛生法及び食品表示法の改正により、令和3年6月から、食品等の自主回収報告制度が施行され、食品等事業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合、リコール情報を行政に届け出ることが義務付けられたことから、制度の周知を徹底する。また消費者に対して、講習会やホームページ等を通じて制度の周知に努める。	1
第三 監視指導の実施に関する事項	2 令和4年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品の衛生対策 ②輸入食品の安全性確保事業 【P9～P10】	消費者として、輸入食品に関する収去検査、特に「残留農薬」や「防ばい剤」の検査項目、「柑橘類」の検体などについては丁寧に実施してほしいと思う。	日本の食料は、現在、カロリーベースで約60%を海外に依存しており、輸入食品の安全性確保は重要な課題です。 輸入食品については、輸入される際に、検疫所が書類審査や残留農薬等の検査を行い、流通する食品を自治体が検査することで安全性を確保しています。 本市では柑橘類をはじめとする輸入果実について、残留農薬や防ばい剤等の検査を行うなど、様々な検査を実施しています。 今後も引き続き、市内に流通する輸入食品について収去検査を計画的に実施し、安全確保に努めてまいります。	2
第三 監視指導の実施に関する事項	2 令和4年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品の衛生対策 ⑨デリバリー・テイクアウト実施施設への食中毒予防対策事業 【P12】	コロナ禍の中、デリバリーやテイクアウトを実施している店が多くあると思うが、料理した後の時間や温度等の管理はどのようになっているかが心配である。	デリバリーやテイクアウトした料理は、店内飲食に比べ調理から飲食するまでの時間が長く、また持ち出しにより外気の影響を受けることが心配されます。 このため保健所では、事業者に対して、調理後の料理の保管や持ち出し時の温度管理に注意するよう指導し、また消費者に対しては、購入後は早めに食すよう注意喚起しています。 今後もデリバリーやテイクアウトによる事故防止のため指導、注意喚起に努めてまいります。	3

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項	1 市民との情報及び意見の交換の実施 2 市民への食品等による危害発生防止のための情報提供	<p>私たち消費者に食品の安全性に対する知識や理解を広める機会を増やしていただけると大変助かる。</p> <p>消費者への食品衛生に関する情報提供については、消費者と食品関係事業者、行政との情報及び意見交換の機会として、市民講座やシンポジウム等といったリスクコミュニケーション事業を実施しています。</p> <p>昨今のコロナ禍においては、従来実施していた集合形式の講習会や施設見学等を行うことが難しく、食品衛生に関する啓発動画の配信等、従来の方法に代わる取組を行っています。</p> <p>今後も様々な機会を通じて、市民の皆様に食品の安全性について情報提供できるよう努めてまいります。</p>	4